

二、從明治四十四年五月申報書、「彫塑ノ教授方法」

三、從明治四十四年十一月申報書
至明治四十五年三月申報書

四、從明治四十五年四月申報書、「大正元 布帛及メダインノ研究
至大正二年三月申報書、 年十月 布帛及メダインノ研究
及其教授方法」

五、從大正元年十月申報書、「大正二年 歐人ノ目ヨリ見たル我
至大正二年三月申報書、 四月十八日 歐人ノ目ヨリ見たル我
國ノ彫刻ニ就テ」

六、「彫塑製作法及其教育法〔大正二年八月〕」

七、從大正二年四月申報書、「大正二年四月廿九日仏國パリ府
至大正二年十月申報書、「大正二年四月廿九日仏國パリ府
出發伊太利ニ入り諸市ノ彫刻ヲ研究シ大正二年六月廿日バ
リニ着ス其間ノ研究事項（及仏國美術トノ比較）」
「大正二年七月ヨリ十月ニ至ル旅行〔仏、獨〕」

八、帰朝届

右の文部大臣宛申報書は全て「文部省外国留学生規程細則（明治三十六年改正）」に則して提出されたものであるが、水谷の場合のようにそれが全て現存する例は珍しい。水谷のみならず日本近代彫刻史研究のためにも貴重な資料と言える。なお、水谷と同時期に留学した小林万吾については、やはり小林が文部大臣に提出した「伊太利巡礼日記」（控）が残っている。

右の留学関係文書は本書第二巻刊行後に発見された。これによって第二巻の記述を補えば、水谷は明治四十四年一月二十六日から四月二十七日までパリでテラコッタの研究を行い、五月アカデミー・ジュリアンに入学して六月三十日までベルシエに就いて彫塑を研究。その後は自分のアトリエで研修し、大正二年四月から六月までイタリアを旅行、七月から十月までフランス、ドイツを旅行してい

る。

⑤ 高橋篝庵の起用

昭和八年四月十四日から九月三十日まで高橋義雄（号篝庵）が「工芸史」担任講師をつとめた。篝庵は文久元年八月二十八日生まれ。慶応義塾卒業後時事新報記者となり、明治二十年渡米し、翌二十一年米國ボークプシー・イーストマン商業学校を卒業。その後三井銀行理事、三井呉服店理事、三井鉱山会社理事、王子製紙会社社長などを歴任して明治四十四年実業界から隠退、専ら文芸著作に従事。茶道家として著名であった。講師受諾につき四月九日付『東京朝日新聞』は肖像写真入りで次のように報じた。

上野美術學校へ民間の講師、茶道の大家篝庵高橋義雄氏が七日付で講師と決定した、来る廿日から毎週木曜日二時間づつ「茶道から見た工芸史」を講義する氏は赤坂一ツ木の自邸で謙遜しながら語る

民間で觀たもの、實驗したものを學生に吹き込む——といふのは和田校長の新らしい試みであり門戸開放の意味でも結構と思つて引受けたわけです

⑥ 石沢正男の起用

石沢正男は明治三十六年三月三十一日に東京に生まれ、水戸中学、私立日本中学、第一高等学校を経て東京帝国大学文学部美術史学科に進み、昭和三年卒業。同五年ニューヨークのメトロポリタン

美術博物館の館員となり、同七年まで東洋部に勤務した。同八年七月十八日、本校講師（東洋美術史、英語担当）となり、同年より同十六年まで文庫課勤務を命ぜられ、標本掛長、図書掛長をつとめた。昭和十一年九月以降は東洋工芸史授業を担当し、同二十三年三月まで在職した。

⑦ 沼田一雅の退官と加藤顕清の起用

昭和八年九月三十日に工芸科の塑造授業を担当していた教授沼田一雅が退官したので（同十九年七月まで講師として在職）、同年十月三十日付けで加藤顕清（本名鬼頭太）が囑託として起用された。加藤は明治二十七年十二月十九日岐阜県に生まれ、旭川中学を経て本校彫刻科塑造部に入学し、大正九年卒業。その後西洋画科に入り直して昭和三年に卒業した。研究科（彫刻）在学中に帝展に初入選し、昭和三年第九回帝展以後連続三回特選となり、同六年には帝展審査委員に挙げられた。同十一年六月には講師となり、東京芸術大学発足後も昭和二十八年まで非常勤講師として在職している。

⑧ 校友会改革

和田英作は校長就任とともに「東京美術学校校友会規則」に基づいて校友会会長となったが、その後改革方針を校友会にも及ぼして昭和八年二月に規則改正を行い、かつて無く詳細な規定を盛り込んだ新規則を制定するとともに、新たに「東京美術学校校友会会計出納及保管規程」と「東京美術学校校友会基本金規程」を制定した。改正規則と改正の要旨は次のとおりである。

東京美術学校校友会規則（昭和八年二月改正）

名 稱

第一條 本會ハ東京美術学校校友会ト稱シ事務所ヲ東京美術学校内

ニ置ク

目 的

第二條 本會ハ會員ノ志操ヲ正シ相互ノ親睦ヲ敦ウシ心身技能ノ發

達ヲ圖リ併セテ校風ノ維持發揚ニ資スルヲ目的トス

會 員

第三條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス

一、名譽會員

二、特別會員

三、普通會員

名譽會員ハ美術上卓絶ナル技藝或ハ學識ヲ有シ又ハ本會ニ著大ナル功績アル人ニシテ委員會ノ決議ヲ經テ推薦シタル者トス

特別會員ハ東京美術学校卒業生及退職職員竝ニ本校中途退學者ニ

シテ委員會ノ決議ヲ經テ推薦シタル者トス

普通會員ハ東京美術学校職員及生徒全體トス

事 業

第四條 本會ハ其ノ目的ヲ達成センカ爲メ左ノ事業ヲ行フ

一、會員ノ體育、修養等ニ適當ナル施設

一、講演會、展覽會等ノ開催

一、會員ノ學事獎勵

一、會報及會員名簿ノ發行

一、其ノ他本會ノ適當ト認メタル事業